

新型コロナ対策

困窮世帯への給付金

日本共産党は、増額と対象範囲の拡大を求めています



困窮世帯への給付金 10 万円の支給が始まります

国が、厳しい状況にある市民生活への支援として支給する「臨時特別給付金」の給付が始まります。

【金額】 1 世帯当たり・現金 10 万円

【対象者】

＜申請不要の対象世帯＞ 基準日(2021 年 12 月 10 日)において、2021 年度分の住民税均等割が非課税の世帯(住民税非課税世帯)で、世帯員に住民税の未申告者がいない世帯

* 生活保護世帯へも支給されます。(収入認定されません)

* 住民税非課税世帯でも、世帯全員が住民税課税世帯の扶養親族等の世帯は該当になりません。

＜申請が必要な対象世帯＞

① 世帯員に住民税の未申告者がいる住民税非課税世帯

② 住民税非課税世帯以外で、新型コロナの影響で2021 年 1 月以降の家計が急変し、世帯員全員が住民税非課税世帯と同様の事情があると認められる世帯

【支給方法】

＜申請不要の世帯＞ 市から送られてくる「確認書」提出後、2 月上旬から順次支給されます。(原則、過去の給付金支給時に登録した銀行口座への振り込み)

＜申請の必要な世帯＞ 申請(一番早い人で2月中旬)に基づき、2月下旬以降に順次支給されます。(申請不要世帯同様に、銀行振り込み)

少なすぎる金額は増やし、狭い対象は広げるべき

子育て世帯への給付金は子ども一人に 10 万円が支給されました。しかし、困窮世帯への給付金は、世帯人数に関係なく 1 世帯 10 万円です。困窮世帯も 1 人 10 万円の給付にすべきです。

対象となる世帯は、原則「住

民税世帯非課税」ですが、住民税非課税は、単身で年間給与が 96.5 万円以下です。日本共産党は、あまりにも低い所得制限の引上げを求めています。非課税世帯といわず、コロナで影響を受けている中間層まで含めた世帯を対象とすべきです。

【控室から】

真の身を切る改革は、政党助成金の廃止

なすまどか

昨年から、国会議員に 1 人月額 100 万円が支給される文書通信交通滞在費(文通費)が問題になっています。文通費は、戦後間もない 1947 年に始まった制度で、当時は国会議員には官舎もなく、選挙区との往復も大変だったという時代背景もありました。しかし今や、東京に官舎が整備され、移動費も公費支給です。同制度は、廃止もしくは実費支給にすべきです。貧困の深刻化に追い打ちをかけるコロナ禍、暮らしの厳しい方も多いのではないのでしょうか。こうした中、議員の特権に厳しい目が向けられることは当然で、「身を切る改革」という言葉に多くの国民が注目しています。日本共産党は、真の身を切る改革として今すぐ実行すべきは、政党助成金廃止だと主張しています。政党助成金は、年間 320 億円もの税金を、各政党が議席数に応じ受け取り、国会議員一人当たり 4 千万円にも及びます。支持しない政党に、自分の税金を無理やりカンパさせられる仕組みは、思想信条の自由を侵害する憲法違反の制度です。政党助成金を受け取り拒否しているのは日本共産党のみで、「身を切る改革」を声高に叫ぶ維新の会も受け取っています。「身を切る改革」を訴えながら、国民の税金に自らの政党運営を委ねる姿勢に、国民の理解は得られません。

日本共産党

熊本市議会だより

熊本市中央区手取本町 1-1
発行：日本共産党熊本市議

NO. 1265

2022 年 1 月 16 日号

電話 328-2656

FAX 359-5047

メール：kumamsu@gamma.ocn.ne.jp

HP：共産党 熊本市議団



上野みえこ
(中央区)



なすまどか
(東区)

・・・公設公民館の見直し・・・

利用者の声を十分に聴いて、検討をすすめるべきです

市が提案した「見直し」に利用者は納得していません

熊本市は、公設公民館で行われている「自主講座」と「サークル・同好会」の運用見直しを提案しました。内容は、以下のとおりです。

<現行>

「自主講座」は、公民館で開設希望者を募り実施するものです。公民館の部屋を年間で確保し、開設基準にそった運営を行い、講師は講座で決定し、公民館が依頼します。公民館自治会加入も必須です。



「自主講座そのものが実施できない」の声

現行「自主講座」と、見直し後の「生涯学習サークル」の大きな違いは、年間通した会場確保ができなくなることです。年間の会場・開催日が決まってい

<市の「見直し」案>

現在「自主講座」「サークル・同好会」に分かれている学習活動を「生涯学習サークル」としてまとめ、すべての団体が4カ月前から部屋の予約をします。開設基準はなく、講師はサークルで決定、自治会加入は任意になります。

*「生涯学習サークル」への参加が難しい方へは、「サークル・同好会」を立ち上げるという選択肢は残されます。

ることで多忙な講師の依頼もできますが、それができなくなります。講座受講生の方々から、「自主講座」そのものが実施できなくなるとの声があります。

「公民館」は、すべての国民に生涯学習の機会を提供

社会教育法第3条では、社会教育における自治体の任務について「すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用し、文化的教養を高め得る環境を醸成するよう努めなければならない」とし、第20条では公民館の目的を「区域内の住民のため、

教育、学術文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与すること」と定めています。よって、すべての市民へ社会教育の機会が提供されなければなりません。

誰もが利用しやすい公民館の運用へ、納得の議論を

【見直しの説明会で出された意見】

- ・生涯学習に寄与したいと言いながら継続学習の拒否ではないか。
- ・一般の人が多ければ、自主講座を増やしてはどうか。
- ・見直しには「案」と書かれているが、課長の話ではほぼ決定の様だ。事前説明もない見直しでは納得できない。
- ・働きながら趣味と自己研鑽に努めているが、1年間の日時決定が出来なければ職場との調整ができない。学習意欲を断たないでほしい。
- ・公平性の観点から言うが、不公平感の程度割合など示されていない。

市が提案している「見直し」に利用者は納得しておらず、結論ありきで、上から押し付けられているとさえ思われます。

設置目的達成のため、運用見直しは「住民合意」が大前提です。民主的な議論を踏まえ、納得のいく結論が出されるべきです。